

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 JR山田線の早期復旧について</p> <p>JR山田線宮古・釜石間は、東日本大震災により、橋りょう、線路、駅舎の流出など約80か所が被災し、いまだに復旧の目途が立っていません。</p> <p>JR山田線は、通院、通学等沿線住民の生活に欠くことのできない交通手段であるとともに、観光客の増加や地域間交流の促進を図る上で重要な交通基盤となっており、三陸沿岸地域の早期の復旧、復興を実現するためにも、鉄道の堅持と早期復旧が強く望まれます。</p> <p>つきましては、JR山田線の鉄路による早期復旧を図るため、関係者間の調整や国に対する要望活動などについて、引き続き、県が主導的、積極的に取り組み、さらに国への要望では大規模災害に対する公的財政支援制度の明確化を盛り込んだ法令の整備を求めるよう要望します。</p>	<p>JR東日本から提案のあった「JR山田線の三陸鉄道による運営」について、仮に三陸鉄道が運営することとなった場合に、地元の負担ができる限り生じないように、県が窓口となり、災害時や施設更新時の費用負担、赤字補填の額や期間、運賃の差額補填等の条件面に係る協議を、JR東日本と行っているところです。</p> <p>引き続き、沿線市町及び三陸鉄道と連携し、南北リアス線関係市町村の意見も聞きながら、早期の鉄道復旧や自治体の負担増を回避するといった観点に立って、JR東日本としっかりと協議を進めていきます。</p> <p>また、大規模災害時の復旧費用については、引き続き、JR東日本に対し、負担するよう求めていくとともに、JR東日本から支援が得られない場合には、国において必要な財政支援措置を講ずるよう、要請していきたいと考えています。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 三陸ジオパークを活用した事業の推進体制の維持について</p> <p>昨年9月に日本ジオパークに認定された「三陸ジオパーク」は、「世界ジオパーク」の認定を目指しており、また、日本ジオパークにおいても、4年に一度の認定更新の取り組みが必要です。</p> <p>「日本ジオパーク」に認定の際には、「世界ジオパーク」への認定に向けての取り組みや、「日本ジオパーク」の認定に際して日本ジオパーク委員会から指摘された、市町村の枠を超えた「ジオストーリーとジオサイト体系の再構築」、「ガイドの養成」、「ジオパーク情報の提供」、「運営体制」などの解決が必要です。</p> <p>また、三陸沿岸の全域に及ぶ広大なエリアの中では、今後必要となるガイドの養成など市町村の取り組みについて差が見られます。</p> <p>これらを包括し、統一した方針のもとに事業を進めるためには、県主導の取り組みが必要と考えます。</p> <p>つきましては、全市町村が足並みを揃えて「世界ジオパーク」への認定に向けた取り組みができるよう、引き続き三陸ジオパーク推進協議会の事務局を県が担い、県が中心となった事業の推進体制を維持することを要望します。</p>	<p>平成25年度の日本ジオパーク認定を契機として、ジオパーク活動を本格的に展開させていくため、今年度から三陸ジオパーク推進協議会に専門職員の追加配置や県職員の増員を行い、県として運営体制を強化したところです。</p> <p>日本最大のエリアを有する三陸ジオパークは、広域であることから情報集約などに課題を抱える反面、情報発信力の高さや地域資源の豊富さなどの強みもあるところです。</p> <p>県では、広域で進めることで施策効果が高い観光振興や交流人口の拡大に取り組むとともに、ジオパークガイドの養成及び質の向上のほか、震災の影響により活動が十分ではない市町村への支援を強化するなど、今後ともエリア全域の活動効果を高めるよう推進体制の充実を図っていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 地域医療の充実について</p> <p>(1) 県立宮古病院の医師確保等について</p> <p>当市では、市民が安全に安心して暮らしていくことができるよう医療サービスの充実を図ることが喫緊の課題となっています。</p> <p>また、未来を担う子どもの健やかな成長は市民すべての願いであり、子どもの健康の保持・増進を図る医療サービスについては、平等に受診機会を確保することが強く求められています。</p> <p>つきましては、当市の地域医療の充実と、未来を担う子どもの健全育成のための子育て支援策である医療費助成について、次のとおり要望します。</p> <p>地域の中核病院としての機能を担う県立病院の勤務医及び看護師不足は、住民の安全・安心の確保の責務を担う地方自治体の根幹を揺るがしかねない問題となっています。</p> <p>現在、県立宮古病院においては、眼科など一部診療科が非常勤医師での対応、耳鼻科が休診となっているなど、未だ二次保健医療圏の基幹的な医療機関としての機能を十分に果たせない状況にあり、地域医療に対する不安が強まっています。</p> <p>つきましては、第二次救急医療施設である県立宮古病院に救命救急体制に必要な常勤医師の配置、並びに非常勤での対応及び休診中の診療科に常勤の専門医の配置を要望します。</p> <p>加えて、宮古地域の救命救急体制の一段の整備を図るため、第三次救急医療施設として、県立宮古病院への救命救急センターの設置を要望します。</p>	<p>平成26年6月1日現在、県立宮古病院で常勤医師が不在となっている診療科は、内科や精神科、皮膚科、眼科、耳鼻いんこう科などとなっていますが、当該診療科への常勤医師の配置については、派遣元の大学においても医師の絶対数が不足していることから非常に厳しい状況となっています。</p> <p>県においては、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘や臨床研修医の積極的な受入、奨学金制度による養成医師の拡大などに積極的に取り組んでいるところであり、今後においても、このような医師確保対策の推進を図りながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。(B)</p> <p>重篤救急患者の医療を確保する救命救急センターについては、全県を単位としつつ、面積が広大で山間部が多い本県の地理的状況を考慮し、現在、盛岡市・久慈市・大船渡市の3ヶ所に整備しています。</p> <p>救命救急センターの整備にあたっては、全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるという原則のもと、専用病床の確保や医師・看護師など必要なスタッフの配置、施設・設備の整備など多くの基準が設けられており、現時点では、こうした課題に対応することは難しい状況にあり、当面、平成24年度に導入したドクターヘリについて、運航状況や効果等を検証し、より適切・円滑な運航を行うことにより、地域の救命救急体制の向上に努めていきます。(D)</p>	沿岸広域振興局	経営企画部、保健福祉環境部	B、D

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>3 地域医療の充実について</p> <p>(2) 小学生に対する医療費助成制度の創設について</p> <p>未来を担う子どもの医療サービスの受診機会を適正に確保するための子育て家庭への経済的支援は、対象年齢を就学前児童までとする県医療費助成制度では不十分です。</p> <p>このため、県内では多くの市町村が県医療費助成制度基準に加え、独自に対象年齢を小学生まで拡大するなどの取り組みを行っていますが、市町村にとって独自の施策は財政的に大きな負担となっています。</p> <p>近年、県の施策として小学生を対象とする医療費助成事業は全国的に広がりを見せていることから、現行の県医療費助成制度の対象年齢を拡大し、小学生に対する医療費助成制度を創設するよう要望します。</p>	<p>本県の乳幼児医療費助成について、直ちに対象を拡大することは、現在の厳しい財政状況から考えると、困難であると考えています。</p> <p>しかしながら、医療費助成制度は市町村と共同で運営しており、市町村においても多様な取組が行われていることから、引き続き市町村の意見を伺いながら、制度のあり方について検討していきます。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	C

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 災害復旧・復興事業工事に係る資材等の確保について 震災による災害復旧・復興事業の工事が本格化し、公共施設等の復旧、復興のために必要な建設資材、技術者及び労働者の不足が深刻化しています。</p> <p>また、漁港災害復旧に必要なブロック製作ヤード（消波ブロック等を製作する場所）が不足しているため、制作する場所を確保できない状況にあります。</p> <p>現在、県、市町村とも災害復旧・復興事業工事の最盛期を迎えていることから、資材、技術者、労働者及び用地の不足などに伴い、事業の完成に影響を及ぼしていることから、資材の需要・供給の見通しを関係機関と情報共有し、安定供給に向けて資材団体等と連携を図ること、また、技術者、労働者を確保するため、適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入促進など早急に対策を講ずるよう要望します。</p>	<p>生コンクリートや石材などの建設資材については、宮古管内においても今後相当量の不足が見込まれており、現在、国、県、市町村、業界団体で構成する「宮古地域復旧・復興工事施工確保対策連絡調整会議」において、建設資材等の需要・供給の見通しを情報共有し、不足する資材の安定供給に向けた具体的な対策について協議を進めています。</p> <p>特に生コンクリートの不足については、直轄で建設中の公共生コンプラントによる増産、二次製品の更なる活用、材料、運搬車輛の県内外からの調達など、関係機関や業界団体と協調しながらあらゆる対策を講じていきます。</p> <p>公共工事設計労務単価については、国と共同による賃金台帳等を基にした実態調査を行い、国が各都道府県単位で決定しており、平成26年2月から適用している労務単価は平成24年度労務単価から被災三県平均31.2%の上昇となっております。</p> <p>建設業における社会保険の加入対策としては、建設業許可申請時及び経営事項審査時に健康保険等の加入状況を確認し加入指導を行うとともに、未加入業者の県営建設工事の入札参加資格を認めない等の対策を講じているところです。</p>	沿岸広域振興局	水産部、土木部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について</p> <p>(1) カーフェリー航路の誘致について</p> <p>当市では、平成21年度に「宮古市港湾振興ビジョン」を策定し、海上・陸上交通の結節点としての立地条件を活かし、港と道路網が連携した「物流と人」のネットワークの形成を図り、「活気あふれる宮古港」を目指して各種施策を展開してきましたが、平成23年3月11日の東日本大震災大津波により港湾の各施設が甚大な被害を受けました。</p> <p>宮古港は、当市発展の根幹となる最も重要な社会資本の一つであるとともに、岩手県沿岸部における流通の拠点として、県勢の伸展に大きく貢献し、平成27年度に開港400周年を迎えます。</p> <p>つきましては、東日本大震災からの復興並びに宮古港の発展のため、次の事項について要望します。</p> <p>宮古港の貨物取扱量は、震災前から減少を続けていましたが、震災により更に打撃を受け、減少に歯止めがかからない状況になっています。</p> <p>平成24年度に県で策定した「岩手県重要港湾利用促進戦略」では、県内の4つの重要港湾の役割分担を定め、宮古港については、カーフェリー航路の誘致が方向付けられ、平成25年度から「宮古港カーフェリー航路誘致課題研究会」で課題と対応を検討しました。</p> <p>カーフェリー航路が地域経済に与える影響は、物流、観光等の多方面に及び、地域経済の復興に不可欠なものです。</p> <p>つきましては、宮古港の利用促進を図るため、カーフェリー航路の誘致に向けた取り組みの促進を要望します。</p>	<p>カーフェリー航路の誘致については、国、県及び市等の関係機関で構成される「宮古港カーフェリー航路誘致課題研究会」を平成25年11月に設置し、誘致に向けた課題と対応について検討を行ってきたところです。</p> <p>これまでに研究会を3回開催し、将来的な新規航路の開設を目指しつつ、当面は航路開設の可能性を調査するため、カーフェリー航路のトライアルを実施する方針としたところです。</p> <p>今後は、宮古港利用促進協議会が中心となって関係機関と連携を図りながら、トライアル実施に向けた推進体制を整備することとしており、県としても宮古港開港400周年となる平成27年度のトライアル寄港の実現に連携して取り組んでいきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 宮古港における港湾整備事業の促進及び港湾振興について</p> <p>(2) 旅客船ターミナル整備事業など出崎地区の整備促進について</p> <p>宮古港出崎地区では、広域総合交流促進施設及びタラソセラピー施設「シートピアなあと」が平成17年に国土交通省から「みなとオアシス」、「道の駅」に登録認定されたことにより、年々、交流人口が拡大していました。この施設も被災しましたが、昨年7月に広域総合交流促進施設のみ復旧し、営業を再開しました。</p> <p>出崎埠頭先端地区は、宮古広域の活性化を図るための交流拠点ゾーン・観光船ターミナル地区という位置づけであり、昭和61年に竜神崎防波堤の建設、出崎埠頭の延長が決定され整備が進んでいます。</p> <p>つきましては、この立地環境を活かした「賑わい空間」、「海陸交通拠点」、「親水アメニティ」機能の向上を図り、地域経済の復興に寄与するため、同地区先端の埋め立ての促進を要望します。</p>	<p>宮古港出崎地区の観光船ターミナル等の整備については、現在、防波堤や護岸防波の整備を進めているところであり、引き続き整備推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について  (1) 国道340号「宮古～岩泉間」の整備促進及び押角トンネルの整備促進について</p> <p>東日本大震災では、供用済みの「三陸縦貫自動車道」などの高規格道路が「住民の避難路」「救援物資輸送路」として「命を守る道路」の役割を果たし、改めて道路整備の重要性が再認識されたところです。</p> <p>当市が復興を加速させ、産業の振興、地域の活性化及び市民生活の安全、安心を確保するために、他地域との経済、文化の交流等を促進する基盤となる高規格道路、一般国道、主要地方道、一般県道及び地域幹線道路の交通ネットワークの整備促進を図ることが極めて重要です。</p> <p>つきましては、次の事項について要望します。</p> <p>国道340号宮古岩泉間は、宮古市と岩泉町の内陸部を結ぶ唯一の幹線道路であり、沿線住民にとって極めて重要な役割を担う路線です。</p> <p>岩手県では、国道340号を岩手県東日本大震災津波復興計画において「復興支援道路」として位置づけており、また、本年4月1日にはJR岩泉線が廃止されたことから、代替バス路線としても、その役割が一層高まっているところです。</p> <p>しかしながら、国道340号押角峠は、幅員が狭く、勾配がきつい上、急カーブの連続で、大型車のすれ違いが困難となっています。</p> <p>また、落石や、冬季間には、雪崩の発生が随所にみられるなど、交通の安全確保が困難な状況で、この路線の最大の難所となっていることから、早急な道路整備が求められています。</p> <p>つきましては、「和井内道路」の引き続きの整備促進と「押角トンネル」の工事着工、並びに未整備区間の一日も早い事業着工を要望いたします。</p>	<p>和井内道路については、平成9年度から事業を実施しており、これまでに全体延長約4.9kmのうち約2.2kmを部分供用しています。今年度は、未供用区間の用地取得や橋梁工事、改良工事を推進し、早期の完成を目指していきます。</p> <p>押角トンネルについては、今年度に事業着手し、今年度は測量や設計等を進める予定です。今後、詳細な調査や設計を進めていく中で、設計や工事のそれぞれの段階における工程の短縮を検討していきたくと考えています。</p> <p>その他の区間については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B



## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について (2) 国道106号と茂市の市道廻立線の交差点の改善について</p> <p>宮古盛岡横断道路のルートが決定になり、工事計画によると、同横断道茂市インターから岩泉方面へ向かうには、茂市インター～市道廻立線～国道106号～国道340号というルートを通らなければならず、今後、市道廻立線から国道106号への取り付けまでの区間の交通量の増大が予想されます。</p> <p>現在、市道廻立線から国道106号への出入口が狭く、交差点が急なことから、非常に危険であり、度々交通事故が発生しています。</p> <p>つきましては、宮古盛岡横断道路工事の進捗をみながら、国道106号と市道廻立線との取り付け交差点を改善されるよう要望します。</p>	<p>市道廻立（マワタチ）線と国道106号の交差点については、国において進められている宮古盛岡横断道路（宮古～箱石）と密接に関連することから、国と調整を図っていく必要があると考えています。</p>	沿岸広域振興局	土木部	C
<p>6 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について (3) 北部環状線の整備促進について</p> <p>本路線は、国道45号から県道宮古岩泉線を経由し、国道106号と市内北部で接続する環状道路です。</p> <p>本路線を整備することにより、市街地での交通混雑の解消と、宮古地域広域圏の医療の場である県立宮古病院へのアクセスが容易となり、通院及び患者輸送の時間短縮につながります。</p> <p>また、非常時の防災道路としての機能を有するとともに、地域住民が高速交通体系に円滑にアクセスするうえで大きな効果を発揮する路線でもあります。</p> <p>つきましては、北部環状線の県代行区間の一層の整備促進を要望します。</p>	<p>市道北部環状線の県代行事業については、宮古市山口～佐原地区を結ぶ2.3km区間について平成23年度に事業着手しており、平成28年度の供用を目指して整備を進めています。</p> <p>平成26年度は、トンネルや橋梁等を整備することとしており、引き続き早期完成を目指して整備推進に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について            (4) 宮古西道路の整備促進について            本路線は、当市と盛岡市を結ぶ地域高規格道路「宮古盛岡横断道路」の一部区間です。            国土交通省施工の三陸縦貫自動車道と併せた、本路線の整備によって、市内の交通混雑が解消され、異常気象時通行規制区間（冠水）の迂回ルート確保が図られ、幹線道路として安全で円滑な交通機能が確保されます。            また、救急医療体制や広域防災体制の確立、さらに、宮古港からの物流の拡大により、地域の活性化に大きく貢献することが期待されます。            つきましては、宮古西道路の一層の整備促進を要望します。</p>	<p>宮古市と盛岡市を結ぶ地域高規格道路「宮古盛岡横断道路」は、平成6年12月に計画路線の指定を受けています。</p> <p>本路線の県施行工区については、平成11年12月に「達曾部道路」（L=1.4km）を供用したほか、平成22年3月には、国が整備を進める「宮古道路」の供用にあわせ、「宮古西道路」（L=3.6km）のうち宮古中央インター線（L=0.6km）を供用し、平成25年3月には「築川道路」（L=6.7km）を供用しています。</p> <p>また、平成23年3月11日の東日本大震災を受けて、宮古盛岡横断道路が、平成23年度第三次補正予算により、復興支援道路として事業化されたところです。</p> <p>宮古西道路の県施工分については、今年度は道路改良工や橋梁工、（仮称）松山トンネル工事等を推進する予定であり、今後とも関係機関と調整を図りながら早期完成に向け整備推進に努めていきます。</p> <p>直轄権限代行により国において整備が進められている区間については、今年度は改良工事や（仮称）小山田トンネル工事等を実施すると伺っており、県の復興計画期間内である平成30年度までに完成することを国に対し要望していきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B</p>

宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 宮古をとりまく交通ネットワークの整備促進について            (5) 主要地方道紫波江繫線、大槌小国線及び土坂トンネルの早期事業化について            紫波江繫線は、県央の紫波町から花巻市、遠野市を経て当市江繫へ、また、大槌小国線は、当市小国から大槌町に至る路線で、この2路線は、県内陸部から早池峰国立公園を経て三陸復興国立公園を結ぶ重要な路線です。            県の縦の交通網につながる2路線の整備は、縦軸の高速交通網の効果をより一層波及させるとともに、地域の産業経済の発展、資源開発や観光開発にも寄与するなど、当地域の発展を図るうえで重要な課題であります。            つきましては、紫波江繫線並びに大槌小国線の早期事業化を要望します。            特に、宮古市江繫「大畑地区からタイマグラ地区」の道路改良整備と宮古市小国（道又）～大槌町金沢までの区間の「土坂峠トンネル化」の早期事業化を要望します。            なお、紫波江繫線は、早池峰山・薬師岳の間にある自然環境保全地域内の一部を通る路線であることから、環境保全に十分配慮願います。</p>	<p>主要地方道紫波江繫線（大畑地区～タイマグラ地区間）については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきませんが、早期の整備は難しい状況です。            大槌小国線の土坂峠のトンネル化については、県全体の道路整備を進める中で、防災機能面や交通量の推移などを見極めながら総合的に判断していく必要があると考えています。            なお、土坂トンネルを含む区間のうち早期に整備効果が発現できる現道拡幅区間の整備を進めており、引き続き整備推進に努めていきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C</p>

## 宮古市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 河川事業の促進について</p> <p>近年、集中豪雨が多発しており、河川の増水に伴う堤防の決壊や氾濫による人家、道路等への被害が危惧されます。</p> <p>つきましては、現在、県事業として二級河川の閉伊川、近内川の改修事業が実施されていますが、より一層の事業促進を図るよう要望します。</p> <p>また、閉伊川（花輪橋上流付近等）や長沢川（長沢橋下流付近）、津軽石川、近内川は、土砂の堆積により河床が上昇するとともに、河川に繁茂する樹木の根むくれによる流出などにより、河道も狭くなって、集中豪雨等増水時の大規模な水害発生が懸念されます。</p> <p>特に閉伊川は、国道106号、J R山田線と並行する河川であり、住宅地や市街地を含む流域面積が大きいことから、住民生活に及ぼす被害とともに、交通体系の寸断も予測されます。</p> <p>つきましては、閉伊川、長沢川、津軽石川、近内川の堆積土砂及び河川支障木の除去を要望します。</p>	<p>閉伊川の根市地区では、平成21年度から堤防がない区間の堤防整備を進め、平成24年度に完了しています。</p> <p>また、近内（チカナイ）川では、土地区画整理事業との調整を図りながら河川整備を進めており、平成26年度は上流部の用地取得を行うこととしています。</p> <p>なお、河道を狭める河川敷内の立木や河床の土砂堆積については、これまでも対応してきているところですが、今後とも現地の状況を把握するとともに、砂利採取計画の活用を行いながら、適切な維持管理に努めていきます。</p>	沿岸広域振興局	土木部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 教育環境の整備について</p> <p>(1) 県立高等学校整備計画について</p> <p>当市では、「産業立市」と並び、「教育立市」を施策の柱として位置づけ、当市の振興に寄与する有為な人材を育成することを目指しています。</p> <p>また、震災からの復興を果たすためにも、地域に貢献する人材の育成について積極的に取り組んでいるところで</p> <p>つきましては、児童生徒の健やかな成長を支える教育環境の充実を図るため、次の事項について要望します。</p> <p>県教育委員会は、東日本大震災により、県立高等学校整備計画の策定を中断していましたが、平成26年度に高等学校教育の在り方について、あらためて検討を進めるとして</p> <p>います。</p> <p>本年度は、市町村長、教育関係者等を対象とした「県立高等学校教育の在り方検討委員会ブロック別懇談会」を開催する予定となっていることから、懇談会においては、復興との関わりや地域の実情を踏まえて、地域の意見を十分くみ取っていただくように要望します。</p>	<p>現在「県立高等学校教育の在り方検討委員会」を設置し、今後の高等学校教育の方向性について議論しているところであり、8月～9月にかけて各地域においてブロック別懇談会を開催し、地域の御意見を伺っていくこととしています。懇談会でいただいた御意見も参考としながら今後の検討委員会の議論を進めていくものです。</p> <p>また、年内を目途に検討委員会から提言をいただき、その提言を基に「今後の高等学校教育の基本的方向（平成22年3月策定）」の改訂版を作成する予定です。改訂版の策定にあたっては、各地域において意見を伺う場を設け、丁寧に地域の方々の意見を確認しながら検討していきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 教育環境の整備について (2) 人的配置について</p> <p>① カウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員 当市には、中学校に配置型のスクールカウンセラー6名、被災小学校を中心に増員された1名を含め巡回型カウンセラー4名、児童生徒の相談・支援体制の充実のため、スクールソーシャルワーカー1名が配置されています。 当市では、震災による家庭環境の変化に加え、いじめや不登校となる要因の複雑化など様々な問題が発生し、これまで以上に学校からの訪問要請や家庭及び関係機関との連絡・相談に係る調整の要望が増加しております。 つきましては、きめ細かな対応やサポートの体制強化を図るため、カウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの更なる増員とその人材確保について要望します。</p> <p>② 指導主事の定数維持 当市では、市町村合併時の各々の自治体への配置数を合算する形で、指導主事は4名配置されていますが、市町村合併を行った内陸部の自治体では、平成24年度から指導主事定数の見直しにより減員となったところもあってあります。 しかし、当市では、市町村合併にともなう市域の拡大や震災後の複雑化・多様化する教育課題への対応、及び学習指導要領改訂に向けての教育改革に対する指導主事の果たす役割がますます重要となっています。 つきましては、指導主事の現状の配置数の維持について要望します。</p> <p>③ 英語教育推進リーダーや専科教員の加配措置等の環境整備 文部科学省は「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を発表し、学習指導要領改訂に向けての教育改革スケジュールの見通しが示されたところです。この中で、小学校の教科・英語の導入については、学習指導要領の改訂を受け、2018年度から段階的に先行実施、2020年度から全面实施を予定しております。</p>	<p>① スクールカウンセラー（以下SCと記す。）やスクールソーシャルワーカー（以下SSWと記す。）については、学校及び市町村教育委員会等のニーズを把握しながら適切な配置に努めています。 SCについては、学校への配置に加え、沿岸部の教育事務所に13名の巡回型カウンセラー（県外臨床心理士）、4名のスーパーバイザーを配置し重層的な体制を講じているところです。 SCのうち、臨床心理士等の有資格者については、資格の取得が難しく、急激な増加が望めない状況にあるため、県では、総合教育センターにおいて、教育相談に関する専門的資質を有する教員の育成に取り組んでいるところです。 SSWについては、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術が求められ、家庭環境等を原因とする問題行動への対応など被災市町村でのニーズが高まっています。 SSWが管内を巡回して複数校に対応するなど、実態に応じた運用ができるよう全教育事務所に対して12名を配置し活動しているところです。 SC及びSSWについては「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を活用し国の全面的な財政支援を受け事業を実施しています。今後も国に対し切れ目のない支援を要望してまいります。 また、SCについては県臨床心理士会、SSWについては県社会福祉士会と、各職能団体と連携しながら人材の確保に努めてまいります。</p> <p>② 指導主事については、平成25年度から全市町村に各1名配置し、学校数・学級数等が大きい市町村には規模に応じて複数配置するよう見直しを行ったところです。それにより、宮古市は、平成25年度から1名の減員になるところ、震災後の復興に向けた教育課題への対応を勘案し、平成27年度まで従前の定数を維持することとしたところです。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>小学校英語が導入されても、現在の体制では、指導に困難をきたすことが危惧されているところです。</p> <p>つきましては、小学校英語の本格導入に向けて、小学校英語教育推進リーダーや専科教員の加配措置等の環境整備について要望します。</p> <p>④ 特別支援教育支援員の加配</p> <p>当市では、発達が気になる子どもや困り感を抱えている子どもが増加しており、子ども達のよりよい将来に向けて成長・発達を促していける継続した支援が強く求められています。</p> <p>つきましては、当市独自で特別支援教育支援員を32名配置しておりますが、個別の指導や一人ひとりに応じたサポートの体制強化を図ることがこれまで以上に必要となっておりますことから、特別支援教育支援員の加配措置について要望します。</p>	<p>③ 小学校英語教育推進リーダーについては、本年度、英語教育強化地域拠点事業などに取り組んでいる小学校に2名を配置したところです。国では、来年度以降も拡充を検討しているとのことですので、国の動向を見ながら、適切な加配措置を検討していきます。</p> <p>小学校専科教員については、小学校における教科専門的な指導による指導方法改善、小中連携による専科教員等先導的取組を行う学校への支援として、平成24年度から国加配として措置されたもので、本年度は12校に配置したところです。加配については国からの加配定数を基に配置しているところですが、今後、「新たな定数改善計画の策定」について、早期に実施するよう国に対し引き続き要望するとともに、その実現状況を見ながら拡充について検討していきます。</p> <p>④ 通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対する特別支援教育支援員については、平成19年度から地方交付税措置されており、各市町村で配置しています。本県では、特別支援学級を設置している学校の中で多人数、重度障がい等、指導困難が予想される学校に特別支援教育支援非常勤講師を配置していますが、現在は国庫負担の関係から、特別支援学級への配置に限定しています。通常学級に在籍する児童生徒への支援については、今後、「新たな定数改善計画の策定」について、早期に実施するよう国に対し引き続き要望するとともに、その実現状況を見ながら検討していきます。</p>			

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 国に対する要望の強化について（下記事項に関する国への要望を強化すること）</p> <p>(1) 普通交付税の算定方法の見直しについて</p> <p>東日本大震災からの復旧・復興に向けた取り組み、地域課題の解決に向けた取り組みを進めるため、次の事項について、県が主導的、積極的に国に対する働きかけを行うよう要望します。</p> <p>市町村合併に係る地方交付税の特例措置（合併算定替え）が平成26年度で終了し、平成27年度から5年間で段階的に減額され、平成32年度にはゼロになることから、組織や公共施設の統廃合など行財政改革に取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、当市の総面積は、標準団体の160km<sup>2</sup>に対し、約1,260km<sup>2</sup>と遥かに広く、高齢化や過疎化が進行する集落が多く点在し、地域コミュニティの強化への対応、消防や災害対策をはじめとする住民の安全・安心の確保など、各種行政サービスを将来にわたり維持していかなければならず、合併しても削減できない経費があります。</p> <p>つきましては、これらの削減できない行政需要に対応するための地方交付税の算定方法の見直しと財源の確保のため、国に対する要望活動などについて、県が主導的、積極的に取り組むよう要望します。</p>	<p>普通交付税の算定方法については、今年度、合併後の支所や出張所に要する経費が新たに算定対象に加えられたほか、面積の拡大に伴い増加が見込まれる経費を算定に反映させるための密度補正の見直し、標準団体の面積を拡大し設置される施設数の見直しなど、現在国において、市町村合併後の市町村の姿の変化に対応するよう検討しているところです。</p> <p>県としても、国による算定方法の見直しが、県内市町村の実情を適切に反映したものとなるよう、市町村と連携しつつ国に働きかけていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B



要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 国に対する要望の強化について（下記事項に関する国への要望を強化すること）</p> <p>(2) 復興に要する費用の地方負担分に対する財源措置について</p> <p>甚大な被害からの復旧・復興には相当の時間を要し、また、膨大な事業を着実に進めるためには財源の確保が不可欠です。</p> <p>当市を含む被災自治体では、其々の自治体が策定した「復興計画」に計画期間を定め、復興事業に取り組んでいるところであり、「復興計画」が完了するまで震災復興特別交付税を継続するとともに、被災地域の復興にきめ細やかに対処できる「取崩し型復興基金」の追加措置による財政支援の強化について、県が主導的、積極的に取り組むよう要望します。</p>	<p>東日本大震災復興交付金及び震災復興特別交付税については、現時点では 集中復興期間である平成23年度から平成27年度まで交付される見込みとなっていますが、被災自治体の復旧・復興事業の実施状況に合わせて継続して措置されるよう、今後とも国に対して働きかけていきます。</p> <p>また、被災市町村が、復旧・復興に向け、自らの判断で弾力的に運用することが できる財源の確保は、県としても必要であると考えており、取崩し型復興基金について、今後具体化が進む被災地域のまちづくりの進捗に応じた地域経済の振興に向けた事業等に活用できるよう、国に対し、追加的な財政措置を要望しており、引き続き国に対して働きかけていきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 国に対する要望の強化について（下記事項に関する国への要望を強化すること）</p> <p>(3) 鳥獣被害防止対策の推進について</p> <p>希少な野生動物であるツキノワグマ等は、生息環境の保全などの保護対策が必要ですが、その一方ではツキノワグマ・ニホンジカが人里に頻繁に出没し、人身及び農作物等へ大きな被害を与えています。</p> <p>つきましては、平成25年3月に策定された第3次ツキノワグマ保護管理計画に基づき、引き続き、地域の実情に十分配慮され人里侵出防止対策を講ずるようお願いいたします。</p> <p>また、ニホンジカの被害防止対策については、鳥獣被害防止特措法により当市でも被害防止計画を作成し取り組んでおりますが、狩猟者の高齢化や減少により効果的な対策が取れない状況にあります。</p> <p>平成25年11月に策定された第4次シカ保護管理計画に基づき、引き続き、被害防止対策を講じられるとともに、特にも鳥獣被害防止対策に欠かせない狩猟者の確保育成のための取り組みを強化していただきたい。</p> <p>また、引き続き、国に対し鳥獣個体数の適正管理施策の充実強化、鳥獣被害防止総合対策交付金の充実強化について施策提案等働きかけていただくよう要望します。</p>	<p>ツキノワグマについては、捕獲の担い手となる狩猟者の育成確保を進めることにより、人里への出没を抑制するとともに、人里に出没し人身被害が懸念される場合においては、人命への安全を最優先に捕獲許可を行うこととしているところですが、更に今年6月からは、ツキノワグマの捕獲許可について地域の実情に配慮した運用の見直しを行い、市町村ごとに捕獲上限を設定し、その範囲内での特例許可の試行を開始するなど、人里への出没等の緊急時における捕獲許可の一層の円滑化を図ったところです。</p> <p>ニホンジカについては、生息域拡大や生息数増加により農作物被害が拡大していることから、捕獲の強化に向けた取組みとして、狩猟期間の延長や捕獲頭数上限の撤廃等の規制緩和を実施するとともに、狩猟期間中の県による捕獲や春の妊娠中のシカ捕獲を狙った全県一斉捕獲を実施しています。併せて、被害対策に取り組む市町村の意見を伺いながら、シカを始めとする有害野生鳥獣の逃げ場となる休猟区や鳥獣保護区の見直しについても進めて参ります。</p> <p>有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者確保に向けた取組みとして、地域バランスを考慮した試験会場の設定を行うとともに、狩猟免許試験の予備講習会を受講料無料で開催するなど、狩猟免許試験を受験しやすい環境づくりに努めています。さらに、今年度からは、次代を担う若年層を念頭に、狩猟に興味のある県民及び狩猟免許取得から3年以内の者を対象とした「捕獲の担い手研修会」を開催し、狩猟の魅力と公共的役割について周知を図ることにより新規狩猟者を確保するとともに、狩猟初心者の定着と技能向上についての支援にも取り組んでいます。</p> <p>なお、捕獲等の管理を推進し、著しく増加している野生鳥獣対策を拡充するため、早急な支援等を実施するように国に要望しているところです。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部、農林部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 国に対する要望の強化について（下記事項に関する国への要望を強化すること）</p> <p>(4) 震災からの復興に必要な雇用対策の充実について 東日本大震災は、企業・事業者へ甚大な被害を与え、当地域の雇用環境も急激に悪化させました。未だ震災からの復興途上にあり、今後も震災復興に向けた業務が増大していくことが予想されます。</p> <p>現在、緊急雇用創出事業では、東日本大震災等の影響による失業者を対象とした「震災等緊急雇用対応事業」が実施されています。当市では、直接実施分と委託分を合わせて40事業、119人の雇用が創出される計画となっており、震災復興に関連した事業を実施しています。</p> <p>しかし、「震災等緊急雇用対応事業」の実施期間は原則、本年度末までとされています。今後も続く復興対応業務への支援が縮小されると、行政機関をはじめとした震災復興に携わる人員が不足し、復興計画の円滑な推進に影響を及ぼす懸念があります。</p> <p>つきましては、「失業者のための臨時雇用」から「震災復興へ向けた人員不足の解消」へ事業の役割の転換を図り、緊急雇用創出事業の基金の増または新たな制度の整備による緊急雇用創出事業の継続を国に対し働きかけるよう要望します。</p>	<p>東日本大震災津波からの本格復興に向けて、雇用対策の継続が必要と考えており、県では、被災した事業者、労働者・離職者への総合的な就業支援を図るため、本年6月3日に実施した平成27年度政府予算等に係る提言・要望活動において、次の2項目を国へ要望しており、今後も引き続き働きかけていきます。</p> <p>1 事業復興型雇用創出事業の事業実施期間の延長及び交付金の追加交付等</p> <p>2 震災等緊急雇用対応事業の事業実施期間の延長及び交付金の追加交付</p> <p>また、人員不足の解消への対策として、今年度、ジョブカフェいわてが企業の人材確保及び人材定着を支援するために宮古市を含む沿岸4地域において労務・人事管理担当者等向けのセミナーを開催したほか、内陸部に進学した学生の沿岸地区へのU・Iターンを促進するために、内陸部の大学生等を対象とした沿岸地域の企業見学会を沿岸3地域で開催します。</p> <p>さらに、岩手労働局と県等が連携し、人材不足が深刻化している介護、保育、建設、水産加工等の分野における雇用管理改善（賃金や労働時間等の労働条件の改善）を通じた採用・定着の改善を促進する啓発活動を行うこととしております。</p> <p>今後も関係機関と連携して、沿岸地域の企業の人員不足の解消に向けて取り組んでいきます。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 国に対する要望の強化について（下記事項に関する国への要望を強化すること）</p> <p>(5) 中小企業等復旧・復興支援補助事業（グループ補助）制度の継続実施について</p> <p>宮古市の被災事業者のうち約7割がグループ補助金や修繕・復旧費補助金等の支援制度を活用するなどして事業を再開しています。</p> <p>しかし、田老・楸ヶ崎・津軽石・赤前等の被害が大きかった地区の約300の被災事業者は、土地区画整理や嵩上げ地等での事業再開を考えており、これらの土地整備後の復旧再開となる見込みです。</p> <p>被災後3年を経過した現在も、当該地区の被災事業者は、仮設住宅等での不便な暮らしを強いられており、事業の本格再開の前に補助制度が打ち切られた場合、その不安やストレスが増大することが危惧されています。</p> <p>こうした現状から、被災事業者に対しては、相談業務の充実はもとより、支援制度などの情報を提供していくことが必要です。</p> <p>つきましては、被災事業者が、希望を持ち安心して今後の再建計画の見通しを立てることができるよう、当制度の長期継続と実施期間の提示を国に対し強く働きかけるよう要望します。</p>	<p>県でも、被災企業への支援策については、地域の実情に合わせてきめ細かに対応する必要があると考えており、そのためにも、国に対して中小企業等グループ補助金の事業継続を要望したところです。</p> <p>中小企業庁では、被災地域の実情を踏まえたうえで支援策を継続する意向にあり、県に交付するための補助金についても、その都度、予算措置するものと思われ、県でも、国の動向を踏まえ、必要な予算を確保することとしております。</p> <p>については、国から実施期間を提示することは困難と思われませんが、当分の間は事業継続されるものと思っております。</p> <p>グループ補助金の事業継続については、国に対し、これまでも様々な機会を通じて要望していますが、今後も引き続き行っていきたいと考えています。</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 国に対する要望の強化について（下記事項に関する国への要望を強化すること）</p> <p>(6) 放射性物質汚染対策について</p> <p>福島原子力発電所事故により、農林水産物の生産活動において出荷自粛要請又は出荷規制措置がとられた産品が生じているほか、広い範囲で風評被害が発生しています。</p> <p>また、これらの被害を受けない産品であっても、放射能検査を行ったうえで出荷するよう求められるなどの負担が生じており、「衣食住」という人間の最も基本的な生活行動を支えてきた生産者がさらに厳しい状況に追い込まれています。</p> <p>農作物の価格下落や買い控えにより深刻な状況が続いていますが、特にも、シイタケ生産農家の被害は大きく、今後の負担や生産意欲の低下など先行きへの不安を感じていることから、安全が確認された産品について安全性を広く消費者へPRして風評被害の未然防止や拡大の抑止を図るとともに、生産者の生産意欲を高める施策への取り組みについて要望します。</p> <p>また、福島原子力発電所事故がなければ生じることのなかった損害の全てを、風評被害も含め賠償対象とするとともに、損害賠償請求に対する早期の支払いについて、東京電力に強く働きかけるよう要望します。</p>	<p>県では、県産農林水産物の安全を確認するため、国の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、放射性物質濃度検査を定期的に行い、その検査結果をホームページ等を通じて、公表しています。</p> <p>原発事故に伴う県産食材の風評被害対策と販路の回復・拡大については、生活情報誌や鉄道車内広告等を通じて安全に対する岩手の姿勢をアピールし、消費者の購買行動につなげていくとともに、実需者等を招聘した産地見学会を開催するなど、県産農林水産物の信頼を取り戻し、生産者が意欲を持って生産活動を行っていくことができるよう取り組んでいます。</p> <p>また、市町村と関係団体が行う物産フェア等の開催を継続して支援していくこととしています。</p> <p>なお、県内で発生している全ての被害については、東京電力に対し、十分な賠償を速やかに行うよう機会あるごとに引き続き要請していきます。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 国に対する要望の強化について（下記事項に関する国への要望を強化すること）</p> <p>(7) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険被保険者及び障害福祉サービス等利用者の一部負担金・利用料負担金並びに保険料等の免除措置延長及び財政支援について</p> <p>東日本大震災の被災者に対する国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び障害福祉サービス等における被保険者の一部負担金・利用料負担金並びに保育料等に対する免除措置に係る国の財政支援期間については、繰り返し延長されております。</p> <p>被災地では、未だに全面的な生活再建の見通しが立っていない被災者が多く、仮設住宅など不慣れた生活環境により心身への大きなダメージが増していることから、国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険における一部負担金・利用料負担金に対する免除措置は、被災者の生活再建の目途がつくまで継続する必要があると考えます。</p> <p>また、一部負担金・利用料負担金に対する免除措置には市町村負担が生じているため、国保などの財政運営に大きな影響を与えている状況となっております。さらにこのことは将来的に各保険税（料）の上昇につながっていくことなどが懸念されます。</p> <p>つきましては、被災者の命と健康を守ることは重要な課題でありますので、県が主導的な立場で国へ働きかけを行い、一部負担金・利用料負担金に対する免除措置の延長にかかる必要な財源については、その全額を国の責任において負担するよう積極的に取り組むことを要望します。</p> <p>併せて、保育料等についても、被災した住民の生活再建が未だ途上であることから、経済的な負担を軽減し、もって、子育て環境の充実に努めることは重要であり、保育料等の免除措置に係る財政支援の継続を要望します。</p>	<p>東日本大震災の被災者に係る一部負担金・利用者負担の免除に対する国の特別な財政支援措置が平成24年9月末で終了し、平成24年10月から既存の特別調整交付金の仕組み（基準を満たした場合に8割を支援）に変更されたことから、県では、被災者の医療及び介護サービスを受ける機会を確保するため、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援を実施しているところです。</p> <p>平成24年9月末までと同様な国の特別な財政措置については、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していくこととしています。</p> <p>また、東日本大震災に伴う被災者に対し、市町村が行う保育所徴収金等の減免については、平成25年度までは設置期限が示されている安心子ども基金事業として実施されていましたが、平成26年度からは、より安定した財源である「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業費国庫補助金」により、減免相当額について補助が行われることとなったところです。</p> <p>今後も国の動向を注視し、被災者に対する震災関係事業が継続されるよう、要望を行っていきます。</p>	沿岸広域振興局	保健福祉環境部	B